

第24期 軽井沢町農業委員会 第16回 総会議事録

発言者	内 容
	(開会：13時30分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第15回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。</p> <p>今月の総会も新型コロナウイルス感染レベル1の状態が継続されておりますので、農業委員、推進委員を参集する形式で開催します。10月に入りまし気温が低下し、浅間山も初冠雪となりました。収穫等に從事されている皆様の農作業も終盤を迎えている中、軽井沢町農業委員会活動にご尽力されていますことに感謝申し上げます。さて、いつも申し上げ、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動にご尽力いただいておりますが、その最適化推進活動については今後、全国の農地集積の8割を目標としている国の指針により、更なる活性化の方針が示される予定であります。新型コロナウイルスが収束に向かっている状況もあり、停滞しておりました、第24期軽井沢町農業委員会の一体での活動を再開させていく為、視察や忘年会等に極力ご出席いただきながら、各地区の代表者である皆様のご意見等を最適化活動にも反映させていきたいと考えております。</p> <p>本日もJA関係の報告や、佐藤係長にもご出席いただいております。岡沢補佐は欠席でございますそれでは第24期軽井沢町農業委員会第16回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくをお願いします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、14名の出席でございます。農地利用最適化推進委員7名、全員の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号2番の依田美和子委員と議席番号11番の小林朝夫委員の2名をお願いします。

市村初仁議長	次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
青木事務局長	<p>それでは、お手元の次第1ページの令和3年9月24日から令和3年10月24日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>9月24日（金）に第24期軽井沢町農業委員会第15回総会が開催されました。</p> <p>10月18日（火）に軽井沢町農業委員会10月役員会が開催され、会長以下の役員が出席しました。</p> <p>続いて2ページの（2）土地処分結果の①許可分ですが、2件ございまして、1件目は農地法第5条で、_____で、_____が_____として、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の_____で、許可となっております。2件目は_____で_____が、_____として令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の_____で、許可となっております。②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。事業報告は以上でございます。</p> <p>（4）農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続による所有権移転に伴い2件届出がございました。1件目は相続人は_____さんで、対象地は_____、_____番_____筆、_____が_____㎡、_____が_____㎡、合計面積が_____㎡となります。2件目は相続人は_____で、対象地は_____、_____番_____筆、_____が_____㎡、_____が_____㎡、合計面積が_____㎡となります。</p>
市村初仁議長	ありがとうございます。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。
委員	なし
市村初仁議長	無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>議案第1号番号1について説明をいたします。次第4ページ、補足資料1ページから7ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。譲渡人は_____、_____、_____に住所のある、_____、_____です。譲受人は、_____、_____です。</p> <p>申請の所在地は、_____番_____で、地目は、__で、面積は、_____㎡です。場所でございますが補足資料2ページに位置図がございましたが、_____の_____に_____箇所となりまして、_____に隣接した_____になります。転用の目的ですが、譲受人である_____は_____、_____しておりますが、_____にある_____を_____して_____を_____おり、この度、_____に_____を_____したい為、譲渡人の_____さんとの_____いたしました。</p> <p>権利設定の内容は、_____となります。</p>

	<p>町の用途地域区分は、無指定地域で、農地法による農地区分は、第1種農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____円、_____、_____、合計_____円でございます。資金の調達方法ですが、_____となりまして_____が添付されています。利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月末までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われます。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用はない為、該当いたしません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲に農地がないことから該当いたしません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用には該当しません。</p> <p>以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>8番の柳澤が議案第1号番号1について説明します。_____に、_____と儘田推進委員と私の_____で_____を行いました。場所についてはさきほど事務局説明のとおりです。_____が_____していた箇所になります。その場所を_____が_____として、_____いたしました。その_____に_____を_____するものです。_____は_____で_____するようですので、周りには何ら影響ないことから皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。儘田推進委員、補足説明はございますか。</p>
委員	<p>ございません。</p>
市村初仁議長	<p>それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いいたします。</p>

委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	全員挙手
市村初仁議長	次に5条申請となりますが、議案第1号番号2を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	<p>議案第1号番号2、について説明をいたします。次第4ページ、補足資料8ページから24ページお願いします。</p> <p>_____地区でございます。_____は、_____でございます_____、_____に住所のある、_____、_____です。_____が_____、_____に住所のある、_____、_____です。_____は、_____、_____に住所のある、_____さん、_____です。</p> <p>それでは、申請内容についてご説明いたします。計画地は、_____には_____及び_____・_____が_____、_____に_____で_____、_____を_____するに際しては_____として_____あることから、_____とも_____し、_____を_____で_____を_____こととなりました。申請の所在地は、_____ございまして、_____が_____、_____、_____で、地目は、_____で、面積は、_____です。_____が_____、_____、_____で、地目は、_____で、面積は、_____です。なお、_____もございまして、_____では_____m²、その内、_____は_____でございます。_____が_____を_____為、_____については_____が_____する_____での_____が_____でございます。場所でございますが、補足資料10ページに位置図がございますが、_____と_____が_____の_____を_____した_____の_____の_____が_____の_____となります。権利設定の内容は、_____による_____になります。</p> <p>町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は、_____になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が、_____円、_____円、_____が_____円、合計が_____千円となっております。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が提出されております。利害関係につきましては抵当権、その他権利等は設定されておられません。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われま。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認</p>

	<p>可等については、都市計画法 29 条に基づく開発許可申請が必要となります。</p> <p>次に（施行規則第 57 条第 2 号の 2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第 57 条第 3 号）の農地以外の土地利用見込みもごさいますが、計画図等を見る限り問題ごさいません。次に（施行規則第 57 条第 4 号）の申請地の計画面積については、計画地図を見る限り問題ごさいません。次に（施行規則第 57 条第 5 号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に（農地法第 5 条第 2 項第 4 号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ごさいません。</p> <p>また、（農地法第 5 条第 2 項第 5 号）の一時転用ではごさいません。以上により議案第 1 号番号 2、については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がごさいましたが、議案第 1 号番号 2 について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>13 番の岩井が議案 1 番号 2 について説明をいたします。</p> <p>_____、_____、_____と_____で_____に_____を行いました。場所はさきほど、事務局説明の通りでございまして、現地は_____、_____でございまして、_____されていて、_____というよりは_____となっております。_____があるわけですが、こちらは町が管理をしているということでございまして。この計画は_____にも_____で_____を_____ということでございまして、_____ということでございまして、特に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
市村初仁議長	<p>成田推進委員、何かごさいますでしょうか。</p>
委 員	<p>特にごさいません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第 1 号番号 2 についてご意見のある方は願います。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第 1 号番号 2 につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第 1 号番号 2、を原案どおり可</p>

<p>青木事務局長</p>	<p>決いたしました。よって、議案第1号番号2、は、許可相当として県知事に意見を送付します。続いて、同様に5条申請となりますが、議案第1号番号3を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号番号3、について説明をいたします。次第4ページ、補足資料24ページから31ページお願いします。_____でございます。_____は、_____、に住所のある、_____、_____です。_____は、_____、_____に住所のある、_____、_____です。</p> <p>それでは、申請内容についてご説明いたします。計画地は、_____から_____にある_____であり、_____の_____していますが_____での_____では_____が_____しておりますので、_____も_____することによって_____を_____していきたいという_____でございます。</p> <p>申請の所在地は、_____、_____、_____で、地目は、_____で、面積は、_____です。場所でございますが、補足資料25ページに位置図がございますが、_____となります。権利設定の内容は、_____による所有権移転になります。</p> <p>町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____円、_____円、_____円となっています。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が提出されております。利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておられません次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われま。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当はございません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に(施行規則第57条第3号)の農地以外の土地利用見込みはございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、計画地図を見る限り問題ございません。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ございません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではございません。</p>
---------------	--

市村初仁議長	以上により議案第1号番号3、については許可できない場合に該当しません。
委員	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号3、について担当委員より説明願います。</p> <p>6番の坂本が議案第1号番号3、について説明します。_____に_____の_____、_____、_____と_____を行いました。場所はさきほど、事務局の説明通りでございます。_____の_____でございまして、_____でございますが、_____するということでございます。_____ということでは_____として、_____の_____に_____。_____、と_____ので問題はない判断をいたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
市村初仁議長	ただ今担当委員より説明がございましたが、堀川推進委員、補足説明はございますか。
委員	ございません。
市村初仁議長	それでは先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号3、についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号3、につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号3、を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号3、は、許可相当として県知事に意見を送付します。続いて、同様に5条申請となりますが、議案第1号番号4を議題といたします。</p> <p>審議の前にお知らせいたします。議案第1号番号4については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たりますので、坂本委員の一時退席をお願いします。</p>
委員	退席
市村初仁議長	農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項につ

<p>青木事務局長</p>	<p>いては、その議事に参与することができない事になっています。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号番号4、について説明をいたします。次第5ページ、補足資料32ページから40ページお願いします。</p> <p>_____でございます。</p> <p>_____は、_____、に住所のある、_____、_____です。</p> <p>_____は、_____、_____番地に住所のある、_____さん、_____です。</p> <p>それでは、申請内容についてご説明いたします。_____の_____は_____に_____しておりますが、_____での_____され、_____についての_____が_____であること、_____から_____いる_____が_____の理由により、_____とも_____し、_____から_____を行うこととなりました。</p> <p>申請の所在地は、_____、_____、_____で、地目は、_____で、面積は、_____です。場所でございますが、補足資料33ページに位置図がございますが、_____を_____した_____を右折し、_____ど進んだ箇所となります。</p> <p>権利設定の内容は、_____になります。町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は、_____になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が、_____円、_____が_____、合計が_____円となっています。資金の調達方法ですが_____となり、_____が提出されております。利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておりませんが、_____は_____であり、_____であるに_____については_____でございます。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月末までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われます。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当はございません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地以外の土地利用見込みはございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、計画地図を見る限り問題ございません。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲に農地はないので問題ございません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではございません。以上により議案第1号番号4、については許可できない場合に該当しません。</p>
---------------	--

市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号4、について担当委員より説明願います。
委員	<p>推進委員の堀川が議案第1号番号4、について説明します。現地は____、____に____が____されています。____はに____として____されていますが、現在は____になっております。____は____になっています。</p> <p>____日に____氏、____で____を行いました。さきほど申した通り、____なく、____されておりますので、____も何も問題はなく、転用できると判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
市村初仁議長	それでは先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号4、についてご意見のある方は願います。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号4、につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号4、を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号4、は、許可相当として県知事に意見を送付します。これで坂本委員の復席を認めます。</p> <p>(委員復席)</p> <p>坂本委員に申し上げます。議案第1号番号4につきましては、原案通り、可決となりましたことをお伝えします。</p> <p>続いて、5条の計画変更申請となりますが、議案第2号番号1を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号1、について説明をいたします。次第6ページ、補足資料41ページから46ページお願いします。</p> <p>____でございます。それでは、申請内容についてご説明いたします。</p> <p>令和__年__月__日付、長野県指令__佐農第__号__で、____が____として____を受けておりますが、____に____為、____及び____、____を____したいとのことでありますので、県とも協議の上、変更する内容が計画変更申請に該当することから、申請を行うことになりました。</p> <p>申請の所在地は、____、____、____で、地目は、____で、面積は、____m²です。</p>

	<p>町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は、_____ _____になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。 ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資 力・信用については、_____が、_____円、_____ _____が_____円、合計が_____円となっています。資金の調達方法で すが、_____となり、_____が提出されております。利害関 係につきまして、抵当権等は設定されておられません。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では 変更前が令和__年__月末でしたが、変更後は令和__年__月末までが工事期間とな っており、概ね1年以内となっております問題ないと思われます。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当はございま せん。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域 整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 57条第3号)の農地以外の土地利用見込みはございません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、計画地図を見 る限り問題ございません。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、 問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農 条件への支障については、計画変更前に被害防除措置は提出されており、今回計 画変更によって新たに生ずる防除措置等はないことから、問題ございません。 また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用となります。</p> <p>以上により議案第2号番号1、については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号 番号1、について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>議席番号6番の坂本が議案第2号番号1、について説明します。_____に_____ _____の_____, 堀川推進委員、私で_____ました。_____に、____を____ _____して、_____として_____していたわけですが、_____が____、 _____ということと、_____になる為、_____と _____を_____したいとのことです。_____, _____に るものでございます。_____もないことから_____と判断いたしま した。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、堀川推進委員、補足説明はございま すか。</p>
委 員	<p>ございません。</p>

市村初仁議長	それでは先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1、についてご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号1、につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成(多数・全員)ですので議案第2号番号1、を原案どおり可決いたしました。 よって、議案第2号番号1、は、許可相当として県知事に意見を送付します。議案第3号を議題といたします。
青木事務局長	議案第3号について説明をいたします。次第7ページをお願いします。農地パトロールは中軽井沢、塩沢、下発地、杉瓜三ツ石、馬取、成沢で終了しておりますので、非農地判断について、ご審議をいただくものです。 議案のとおり、__、__、__m ² 、__、__、__m ² 、合計で、__、__m ² でございます。 判断の理由は、山林化しているため、となります。以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。非農地判断について、何かご質問等はございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので議案第2号について採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	全員挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成多数ですので議案第2号を原案どおり可決いたしました。よって非農地通知を交付いたします。なお、農地パトロールにより、遊休農地化した箇所について、利用意向調査の対象となります。原則、委員と所有者との対面で今後の農地利用についてご確認が必要となります。事務局にて書類を用意いたしますが、所有者の住所地等が分からない場合は事務局へ相談をして

	<p>ください。昨年までの調査と異なり、書類を渡してから1ヶ月以内という短期間での回答期限となりましたので、迅速な調査にご協力をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>次に、議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第8頁から9項をお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。</p> <p>11月の公告分でございますが、新規が3件、3筆、面積は、5,489㎡、内訳は畑が5,489㎡です。</p> <p>集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>それでは、議案第3号、軽井沢町 農用地利用 集積計画の11月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>1番の土屋ですが、今回の申請者である_____ですけれども、地主さんと一筆あたり_____合意しています。_____としては、造園業で土の出し入れがある為ということでございます。</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。他にご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第3号軽井沢町農用地利用集積計画11月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。</p> <p>次に6、のその他事項に進みます</p> <p>(1)のJA関係について土屋代理よりご報告をお願いいたします。</p>
土屋会長代理	<p>それではJA関係につきまして、野菜の出荷状況を申し上げます。なお、11月分の報告についても20日時点ではなく10日現在でご報告をさせていただきます。キャベツ286,602ケース出荷、単価は947円、金額は271,542,670円でございます。前年対比として数量が128%、単価73%、金額94%でございます。キャベツ15キロ分はコンテナ出荷分となりますので、説明は省略します。続いてレタス10キロですが、86,669ケース。前年対比として数量が93%、単価111%、金額104%でございます。白菜12キロですが、1,762ケース出荷、単価は1,543円、金額は2,718,300円でございます。前年対比として数量が85%、単価103%、金額88%でございます。白菜15キロですが、8,474ケース出荷、単価は835円、</p>

	<p>金額は7,078,020円でございます。前年対比として数量が148%、単価96%、金額142%でございます。チンゲン菜ですが、54,184ケース出荷、単価は725円、金額は39,276,960円でございます。前年対比として数量が95%、単価88%、金額84%でございます。出荷状況は以上でございます。今後の予定ですが、11月6日に支所祭が開催予定でございます。いつもは予冷库で開催していますが、今回は支所で規模を縮小して行われます。それから11月8日月曜日ですが、浅農会のコンペを予定しています。既に数名参加していただける方がいらっしゃるということでありがとうございます。場所は三井で懇親会はなしです。11月12日13時30分から15時まで予冷库で廃プラの回収がございますので、該当者は持ち込みをお願いいたします。12月10日に野菜部会の反省会を開催する予定です。そばの刈り取りが終わりましたが、出荷は通常ですと支所祭後ですが、今年度は予冷库では開催されないため、昨日までの確認の時点では日程は決まっています。ただ急ぐ方がいましたら、予冷库に直接確認をしていつくらいからになるか問い合わせをお願いいたします。JA関係は以上でございます。</p>
市村初仁議長	農協関係で何かお聞きしたいことはありますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、(2)、岡沢補佐は欠席でございますので、(3)佐藤係長よりお願いします。
佐藤農林振興係長	<p>一点、ご説明をさせていただきます。農地有効整備委託事業としまして、令和2年度までは軽井沢 農地利用整備推進委託としていましたが、今年度からは名称を変更してございます。この内容につきましては、農振農用地内の遊休農地について、高齢等で草刈ができない方などを対象に、担当地区内の農業委員の皆様へ申請書の配布、回収等をご協力いただき実施している事業でございます。面積は毎年、20haほどを行っており、シルバー人材センターに委託しています。しかしながら、シルバー人材センターでも人材の確保が難しいという状況でございますので、年々、申し込み面積が増加している状況であり、このままではシルバー人材センターでは賄えないということでございます。とはいいましても、通常の業者への委託をするということになりましても、今までよりも格段に費用がかかりますので、町としては引き続き、シルバー人材センターにお願いしたい意向です。つきましては現在、申請できる方の条件を特別の事情により、農地の雑草等の草刈りをできないという形で制限させていただいておりますが、今後、明確な制限を設けていく必要があると考えております。今後どの程度の制限とするか検討していきたいと考えておりますので皆様にも、遊休農地の草刈りの対策について、皆様にも相談させていただきたいことが今後、出てくると思っておりますので、ご承知おきください。</p>

市村初仁議長	ただ今、佐藤係長からご説明がありましたが、皆様から何かございましたらお願いいたします。はい、荒井委員。
委 員	5番の荒井ですが、遊休農地の草刈りはやっていただいで大変ありがたいですけれども、シルバー人材センターができないという可能性がでてきたら、発地地区に農地保全会という会がございますので、そちらには機械がございまして、機械の貸付もできますし人材もいるので、そちらに相談してみるのも一つの方法かなと思います。
佐藤農林振興係長	ありがとうございます。
市村初仁議長	他にございますでしょうか。なければそれでは次に(4)事務局関係に進みます。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	<p>6. その他事項 次第の、10ページをお願いします。</p> <p>(4) 事務局関係について</p> <p>ア第6回長野県農業委員会大会についてですが、令和3年11月16日(火)長野市ビックハットにて開催されます。行程等について、お手元に資料を配布しております。当日は貸し切りバスにて移動となり原則全員参加でございますが、バスの乗車箇所及び当日の昼食のメニューを選択していただき、事務局へご連絡をお願いいたします。</p> <p>イ令和3年度農業委員会視察研修についてですが、本日、視察に参加される方を対象とした農協観光からの説明会を実施いたします。申し訳ございませんが、参加者は総会後にこの場で待機をお願いいたします。</p> <p>エ、 当面の会議・行事日程等について</p> <p>○軽井沢町自然保護審議会(農政部長) 令和3年11月10日(水)13時30分から 中央公民館 1階 講義室</p> <p>○軽井沢町農業振興地域整備促進協議会 (会長、会長代理、農政部長、農地部長、荒井龍介委員、市村正喜委員、佐藤豊委員) 令和3年11月11日(木)10時から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○農業委員会11月役員会 令和3年11月15日(月)10時から 役場2階 第5会議室</p> <p>○軽井沢町長期振興計画審議会(会長代理、柳澤農業委員) 令和3年11月15日(月)13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○第6回長野県農業委員会大会(原則全委員参加:貸切バス仮予約済) 令和3年11月16日(火)13時から 長野市 ビックハット「アリーナ」</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会視察研修(石川県金沢市方面)</p>

	<p>令和3年11月16日(火)～18日(木) ※長野県農業委員会大会終了後</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会第17回総会</p> <p>令和3年11月26日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○農業委員会12月役員会</p> <p>令和3年12月17日(月)13時30分から 役場2階 第9会議室</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会第18回総会</p> <p>令和3年12月24日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>※総会終了後ボウリング、忘年会開催予定</p> <p>○農業委員会1月役員会</p> <p>令和4年1月17日(月)13時30分から 役場2階 第9会議室</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会第18回総会</p> <p>令和4年1月28日(金)13時30分から 発地市庭</p> <p>○農業者等との意見交換会</p> <p>令和4年1月28日(金)総会終了後に発地市庭で開催(終了後に懇親会)</p> <p>オ、配布資料等について</p> <p>○次に、農業者年金加入推進ニュースです。令和3年10月15日現在の情報でございます。令和3年度より始まった「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2ヵ年運動」は目標を達成いたしました。新たなステージとして10月より「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」が展開されます。当町では一人の加入目標が設定されておりますので、引き続き目標が達成されますよう委員の皆様のご活動をお願いいたします。</p> <p>○全国農業新聞普及推進一覧表(令和3年10月1日現在)、「全国農業新聞」の普及促進特別キャンペーンと普及活動の実施についてをご確認ください。目標数74部に対しまして現在73部加入でございます。</p> <p>一部、目標を下回っておりますので、本年度の申込期限が11月24日までと迫っている関係もございまして、各地区で未加入購読者がいましたら購入の促進をご案内し、目標が達成されますよう皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>○全国農業新聞電子版について</p> <p>農業新聞の電子化についてご案内します。来年4月より農業新聞が現在の紙媒体の他に、電子新聞でも購読が可能となるための本格運用が開始されます。電子化については、パソコン、タブレット、スマートフォン等での購入となり、料金についても月額500円と、現在の紙媒体から200円ほど安くなります。ただし、お支払いは口座振替、現金払いではなくクレジットカード等の条件がございます。電子媒体への変更を検討される方は、詳細が10月1日に開設する「全国農業新聞版専用サイト」でご確認ください。</p> <p>○農作物残茎等の適正な処理について</p> <p>農作物の残茎処理については農業を営むためにやむを得ず、焼却する場合は、例外的な措置として焼却が認められておりますが、堆肥化や土壌改良資材などまずは焼却を可能な限り回避する方法をご検討いただきたく別紙をご案内いたします</p> <p>○長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金第2弾について</p> <p>新型コロナ感染症拡大の影響により、令和3年8月又は9月の事業収入等が令和元年又は令和2年の同月と比較して50%以上減少した農業者等を対象に県では、国の支援金を受給していいないこと等の要件を満たした場合に、法人40万円、個人事業者20万円を上限に支給いたします。申請を希望される方は期限が11月30日までとなっておりますので、別紙の宛先まで郵送にて申し込みをお願いいたします。</p> <p>○トラクター等の盗難防止に向けた農業者等における予防策の徹底について</p>
--	---

	<p>トラクタ等の盗難については、昨年を上回るペースで発生しておりますので、盗難被害防止対策が重要となっております。農業機械を農地において帰らない、使用しない時はエンジンキーを必ず抜く、鍵のかかる場所に保管するなどの対策の実施が被害減少につながっていることから、各地区の農業者の皆様にもご周知のほどよろしくお願いたします。</p> <p>○連絡網について 10月の人事異動に伴い、連絡網を修正いたしましたので、別紙をご確認ください。事務局からは以上でございます。</p>
市村初仁議長	ただ今の事務局の説明に何かご質問等がありますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	他に全体を通して何かございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	それでは、第24期軽井沢町農業委員会第16回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。
閉会 14時50分	